

平成26年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第1号)

| | | | | | | |
|--|-------------|----------------------|------------|------------|---------|------------|
| 招集年月日 | 平成26年12月 8日 | | | | | |
| 招集の場所 | 美郷町役場議会議場 | | | | | |
| 開会日時 | 開 会 | 平成26年12月 8日 午前 9時30分 | | | | |
| | | 議 長 佐 竹 一 夫 | | | | |
| 及び宣告 | 散 会 | 平成26年12月 8日 午前10時55分 | | | | |
| | | 議 長 佐 竹 一 夫 | | | | |
| 応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 議 長 | 佐 竹 一 夫 | ○ | 5 | 岩 根 和 博 | ○ |
| | 副議長 | 黒 川 民次郎 | ○ | 6 | 山 本 幹 雄 | ○ |
| | 1 | 原 克 美 | ○ | | | |
| | 2 | 福 島 教次郎 | ○ | 8 | 安 田 勝 司 | ○ |
| | 3 | 栗 原 進 | ○ | 10 | 箕 根 正 一 | ○ |
| 4 | 藤 原 修 治 | ○ | 12 | 西 嶋 二 郎 | ○ | |

| 会議録署名員 | 8番 | 安田勝司 | 9番 | 黒川民次郎 |
|------------------------------|--------------------|---------|--------|-------|
| | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 | 町長 | 景山良材 | 住民課長 | 渡邊泰文 |
| | 副町長 | 樋ヶ司 | 健康福祉課長 | 窪田英通 |
| | 教育長 | 田邊哲也 | 産業振興課長 | 烏田正輝 |
| | 総務課長 | 花田昇吾 | 建設課長 | 赤穴清 |
| | 企画財政課長 | 三上博通 | 大和事務所長 | 漆谷和彦 |
| | 定住推進課長 | 岡先宏和 | 教育課長 | 三上利三 |
| | 出納室長 | 小田運博 | | |
| | 職務により議会に出席した者の職・氏名 | 局長 野村 豊 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

平成26年美郷町議会第4回定例会議事日程
(第19号)

平成26年12月 8日(月) 午前 9時30分開会

| 順序 | 事 件 |
|----|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会 期 の 決 定 |
| 3 | <p>議案の上程、説明</p> <p>議案第77号 美郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第78号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第79号 美郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について</p> <p>議案第80号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>議案第81号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>議案第82号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第83号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第84号 平成26年度美郷町一般会計補正予算(第5号)</p> <p>議案第85号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> |

- | | |
|----------|---|
| 議案第 86 号 | 平成 26 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議案第 87 号 | 平成 26 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 議案第 88 号 | 平成 26 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議案第 89 号 | 平成 26 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議案第 90 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年度美郷町一般会計補正予算 (第 4 号)) |
| 議案第 91 号 | 工事請負契約の変更について (美郷町多機能コミュニティセンター建設工事) |
| 議案第 92 号 | 財産の取得について (別府地域集落営農組合 共同利用農機具) |

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

おはようございます。ただ今議会前でございますけれども、ただ今議長のお許しをいただきましたので、諸報告2件についてご報告を申し上げます。始めに本年10月の臨時議会で報告をさせていただきました源泉所得税の徴収漏れに係る11月末現在の徴収状況についてご報告を申し上げます。個人事業主からの源泉徴収不足件数35件の96万6847円につきましては、34件、93万9247円の徴収が完了しております。次に復興特別所得税等の徴収不足615件の31万1607円につきましては、551件、13万8554円の徴収が完了しております。合計で107万7801円となり、金額ベースでは84.3%の徴収率となっておりますが、今後も引き続き対象者の皆様へご理解をいただきながら、徴収を進めて参ります。2件目は工事発注状況についてであります。お手元に配布いたしております、工事発注状況一覧表をもちまして報告に代えさせていただきます。以上で諸報告を終わります。

●佐竹議長

町長の諸報告が終わりました。全議員出席であります。ただ今から平成26年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・安田議員、9番・黒川議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日8日から17日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から17日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案7件、予算案6件、一般事件案3件の計16件であります。議案第77号から議案第92号までの16件を一括上程いたします。始めに議案第77号から議案第83号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第77号につきましてご説明申し上げます。議案第77号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次ページをお願いいたします。提案理由でございますが、国に於きましては基本的に人事院勧告により国家公務員の給与改定がなされております。平成26年度におきましては若年層に重点を置いた平均0.3%の給与表の改定や勤勉手当0.15月の改定など7年ぶりの引き上げ勧告がなされ、これに基づく給与改定がなされることとなりました。美郷町に於きましては給料体系につきましては従来から国に準拠したものとなっており、今回の国の改定を受けまして職員組合との団体交渉を行い妥結した結果、人事院勧告に準拠し3点の改定を行うものであります。1つ目は、医師に係る初任給調整手当を41万2200円に改定するものでございます。2つ目は、勤勉手当の支給割合について一般職は百分の75に、医師は百分の80に、再任用職員は百分の35に、それぞれ改定するものでございます。3つ目は、一般職と医師の給料表を若年層に重点を置いた平均0.3%の改定を行うものでございます。なお、いずれも改定も平成26年4月1日より適用するものであり、この改定に係る予算につきましては補正予算として計上させていただいております。なお、次年度の4月以降のところにつきましては、現在継続的な協議を致しておりますのでご理解をいただければとゆうふうに思います。附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行する。2項は、この条例による改正後の美郷町職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものでございます。以上が議案第77号でございます。よろしく願いをいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第78号につきましてご説明をいたします。議案第78号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次のページをお願いいたします。提案理由でございますが、条例に定めます軽自動車税につきましては、地方税法にその税額が定められておりますものにつきましては、本年6月の第2回定例会にお諮りし、改定の議決をいただいたところでございますが、町条例独自で税額を定めております小型特殊自動車税につきまして、他の軽自動車の税額と均衡を保つため、改定いたしたく上程するものでございます。82条第2項のイにおきまして、小型特殊自動車の中で農耕作業用のものにつきまして、1600円を2000円に、その他のものにつきまして4700円を5900円に、それぞれ約1.25倍に改めるものでござ

います。附則といたしましてこの条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置としまして改正後の規定は、平成27年度以降の軽自動車税から適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、従前の例によるとしております。以上が議案第78号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●三上教育課長

上程いただきました議案第79号についてご説明を申し上げます。議案第79号、美郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてでございます。美郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次ページをご覧ください。この条例におきましては、3つのいじめ関係の組織を立ち上げるものでございます。第2章の美郷町いじめ問題対策連絡協議会、第3章の美郷町いじめ問題対応専門家会議、第4章の美郷町いじめ問題調査委員会でございます。この説明につきましては、この議案の最後に参考資料を3種類付けております。そちらの方をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。参考資料1、2が一つのページに表示されておりますが、まずこの条例を作るに当たりましては、国の方がいじめ防止対策推進法を昨年6月に作っております。それに基づきまして、今回美郷町で条例を作ることとなりました。ちなみに国の方はその後、いじめ防止基本方針を出しております。それに併せて島根県も今年の4月30日に島根県いじめ防止基本方針を出しています。それを受けまして美郷町いじめ防止基本方針を今年の7月に策定をさせていただいております。まず国の法律に基づきまして、この3つの組織を作るわけですが、参考資料2の方に図を出しておりますけれども、その一番下でございます、①でございますが、これは平常時に於けるものでございまして、町長が招集し、教育委員会・学校関係を交えて連絡調整意見交換等をする平常時に行う会議でございます。続いて②③なんですが、②③につきましては、重大事態が起こった場合に招集するものでございます。重大な事態につきましては参考資料1の一番下に下段に、重大事態についての説明をさせていただいております。子どもさんが不幸にして亡くなったりとか、そういった大きな事態になったという説明が付いておりますのでご覧くださいますようお願いいたします。②でございますが、美郷町いじめ問題対応専門家会議でございます。これは教育長が招集して専門家を交え、学校・教育委員会など入りまして、調査をし、報告をするということで、町長まで報告を上げます。そこで町長へ報告を上げた段階で、もうちょっと調査が必要だというようなことになりましたら再調査ということで、その場合は③の美郷町いじめ問題調査委員会というものを町長が招集して、同じく専門家、それから教育委員会・学校関係等、それから町長が特に認める方というようなことで、そういった構成メンバーで開催するというものでございます。附則としましてはこの条例は、平成27年2月1日から施行するということで、出来るだけ早く組織をしたいということで、各専門家につきましては県の方から医師

会等へ要請をしていただいておりますので、その各専門家の団体に向けて美郷町としてもお願いをして委員を出していただくように考えております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●窪田健康福祉課長

上程いただきました議案第80号について説明申し上げます。美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次のページをご覧くださいませ。この条例は、平成27年度からの子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例を制定するものでございまして、特定教育・保育施設、幼稚園、認定こども園。保育所のことでございますが、その設置者。また特定地域型保育事業者、これは家庭的保育、小規模保育所のことでございますが、運営に関しまして市町村の条例で定める基準に従い、サービスを提供することとされておりました、全ての市町村で、これらの運営基準を定めるものでございます。条例の内容といたしましては、利用定員また運営に関する基準等を規定しております、子どもの健全な発達に密接に関係するものにつきましては、内閣府令で定める基準を参酌することとされておりますが、この度の条例は、その基準の全てを内閣府令に定められた内容に従っております。条例施行時期でございますが、子ども・子育て支援法の施行が現時点では平成27年4月からの予定であります、新たな設置者や特定地域型保育事業者については、運営基準を満たしているかどうか確認や認可をする必要があるため、出来るだけ早い時期に上程するように指導ございましたため、本定例会に上程するものでございます。附則といたしまして、施行期日第1条、この条例は、法の施行日から施行する。第2条以下につきましては、適用の特例また経過措置について記載してございます。法の施行日は先程申しましたように、27年4月1日の予定でございますが、現時点では正式に施行日が確定しておりません。以上で議案第80号の説明を終わります。

続きまして議案第81号でございます。議案第81号、美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次のページをご覧ください。この条例も平成27年度から子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。家庭的保育所、小規模保育所、事業所内保育所など特定地域型保育事業の設備や運営に関して市町村の条例で基準を定めなければならないとされたことによるものでございます。なお、このような特定地域型保育事業の認可申請があった場合、町が条例に基づき基準に適合しているかどうか審査を行い、認可して行くこととなります。条例の内容といたしましては、

設備基準、利用定員、また職員定数などを規定しておりまして、子どもの健全な発達に密接に係るものについては内閣府令で定める基準を参酌することとされておりますが、この度の条例はその基準の全てを内閣府令に定められた内容に従っております。条例施行時期でございます。子ども・子育て支援法の施行が現時点では平成27年4月からの予定であります。特定地域型保育事業者については運営基準を満たしているかどうか審査や認可をする必要があるために、出来るだけ早い時期に上程するよう指導がございましたため、本定例会に上程するものがございます。附則といたしまして、施行期日第1条この条例は、法の施行の日から施行すると。第2条以下は経過措置について述べております。以上が議案第81号でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第82号につきましてご説明いたします。議案第82号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。改正内容についてご説明いたします。改正の概要でございますけれども、大きく分けまして3つの理由によりまして改正でございます。まず1点目は、児童福祉法の一部改正に伴い、条文を整理するものでございます。2点目に、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行に伴いまして任用法令名を変更するものでございます。3点目は、助成について医療機関と町長との個別契約から医療機関等と国保連合会との集合契約への変更により、資格証の提示及び助成方法について、その条文を整理するものでございます。恐れ入りますが新旧対照の方をご覧いただければと思います。第2条第1項第3号に任用しております児童福祉法につきまして、小児慢性特定疾患の医療費支給認定の条文が新設されたことに伴い、条文を整理するものでございます。同条第3項第6号につきましては、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行に伴い、任用法令名を変更するものでございます。同じく第4条第4項では、民法の交付年及び交付番号について誤りがございましたので、この度訂正をさせていただくものでございます。次のページの第5条の一部及び第6条第1項第2号の削除規定につきましては、満6歳から15歳まで。つまり小学校1年生から中学校3年生までの子供さんを対象とした町独自の医療費助成につきまして、改正前は町長が指定する医療機関についてのみ、直接医療機関へ町から支払いをし、それ以外の医療機関につきましては償還払いとすることとしておりましたが、平成25年2月診療分以降の助成につきましては、町と国保連合会が島根県医師会、薬剤師会、及び県外の一部の医療機関と集合契約を締結したことに伴いまして、小学校入学前までの乳幼児への医療費助成と同様に医療機関等へ直接支払いによる助成の流れとなっておりますため、この度条文を整理するものでございます。第7条ではそれらの削除に伴いまして、条文を整理するものでございます。附則といたしましてこの条例は、

平成27年1月1日から施行する。以上が議案第82号でございます。ご審議の程お願いをいたします。

続きまして議案第83号でございます。議案第83号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。次のページをお願いいたします。美郷町国民健康保険条例第5条に定めます出産育児一時金につきまして、産科医療補償制度の見直し及び健康保険法施行令の改正に併せ、現行39万円を1万4000円引き上げまして、40万4000円とするものでございます。附則としましてこの条例は、平成27年1月1日から施行する。経過措置としましてこの改正条例の施行を前の出産に係る出産育児一時金については従前の例によるとしております。以上が議案第83号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

続いて議案第84号から議案第89号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第84号についてご説明を申し上げます。議案第84号、平成26年度美郷町一般会計補正予算第5号。平成26年度美郷町の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9227万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1677万2000円とする。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。7ページをお願いします。第2表、地方債の補正でございます。上段一番目でございますが、ユートピア整備事業債、これは1000万円減額でございます。それから3段飛びまして、地域拠点施設整備事業債、2億240万円増額。その下でございます、地方改善事業債、800万円減額をいたします。それから5段飛びまして、道路整備事業債でございます。440万円減額。それから2段飛びまして、消防施設債2200万円減額。それからその下でございます。農林水産施設災害復旧債4600万円減額。その下でございます。公共土木災害復旧債200万円減額でございます。合計1億950万円増額し、限度額を17億6660万円とするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。10ページをお願いします。2、歳入でございます。中段でございますが、款13、項1、目1、民生費国庫負担金でございます。516万2000円の増額でございます。説明欄でございます、障害者自立支援給付費負担金438万円の増額は、療養介護給付費対象者の増に伴うもので、国庫負担率は2分の1でございます。それから、その下目3、でございます。災害復旧費国庫負担金432万7000円の増額でございます。公共土木災害復旧

費の査定に伴うもので、現年発生分は査定に伴う減額。また過年発生分につきましては、再調査査定に伴い増額となるものでございます。それから下の段でございます。項2、目1、民生費国庫補助金でございます。800万円の減額補正でございます。説明欄のところでございますが、地方改善施設につきましては、町道都賀西中線の事業費の補助金の決定に伴い、減額をするものでございます。その下目3、土木費国庫補助金でございます。1000万の減額でございますが、これは社会資本整備総合交付金の決定に伴い、減額となるもので、対象路線は町道都賀行宮内線、ハ神千原線、久保線、都賀西都賀行線の4路線でございます。次のページをお願いします。上段でございますが、款14、項1、目1、民生費県負担金229万2000円の増額でございます。説明欄のところでございますが、障害者自立支援給付費負担金224万円は先程の国庫負担金と同様でございます、療養費介護給付対象者の増に伴うもので、県の負担率は4分の1でございます。その下でございます。項2、目4、農林水産業費県補助金119万円の増額補正でございます。これは石原地区の排水工事に伴う補助金でございます。一番下でございます。目6、災害復旧費県補助金3930万3000円の減額補正でございます。これは現年発生農林水産施設災害復旧の査定に伴う補助金の減額でございます。次のページをお願いします。中段中程でございます。款15、項2、目3、生産物売払収入でございます。382万5000円の減額でございます。これは説明欄のところにあります。間伐材売り払い収入の減額となります。これは作業が間伐材搬出の宇山地域まで開設をされなかったことから売り払いをすることができなかったため減額をするものでございます。それから一番下でございます。款17、項2、目1、財政調整基金繰入金でございます。3000万円の増額でございます。これはこの度の補正予算の一般財源不足に対応するための基金の取り崩しでございます。次のページをお願いします。中程の下でございます。款19、項7、目5、雑入でございます。114万8000円の増額となります。これは都賀西都賀行線の道路改良等に伴います光ケーブルの移転補償費でございます。それから、その下でございます。款20、項1、目1、総務債1億9190万円の増額となります。説明欄でございますが、過疎対策事業債1000万円の減額でございます。これはゴールデンユートピアの泉源改修の減額に伴うものでございます。次のページをお願いします。節の8でございます。地域拠点施設整備事業債2億240万円の増額でございますが、これは多機能コミュニティーセンター建設に伴います起債でございます。それからその下、目2、国民生債、地方改善事業債800万円の減額補正でございます。これは町道都賀西中線の改良事業費の決定に伴います財源としております過疎債の減額でございます。それからその下、目5、土木債でございます。440万円の減額補正となります。説明欄のところでございます、辺地対策事業債、これにつきましては都賀行宮内線を予定をしておりますが、この事業費の減額に伴いまして430万円減額する、これが主なものでございます。それからその下、目6、消防債でございます。2200万円の減額でございます。これは自動車分団消防倉庫新築工事の中止によるもので、その財源とした過疎債を減額するものでございます。それから目8、

災害復旧債でございます。４８００万の減額補正となります。農林水産施設４６００万円の減額、また公共土木施設災害復旧債２００万円の減額、いずれも査定に伴うものでございます。次のページをお願いします。３、歳出でございます。最初に議会費以降、職員の給与、職員手当、共済費の補正をしておりますが、これは先程総務課長の説明もございましたように、人事勧告の実施に伴うものでございまして、給料、職員手当で６６４万４０００円の増額補正でございます。また共済組合の負担率等の改定に伴うものなど１９２万６０００円、合計で８５７万円を議会費以降行っております。続きまして款２、項１、目１、一般管理費でございます。１６１６万７０００円の増額補正でございます。これは先程の人事院勧告に伴うもの以外に、職員の採用訴訟の判決に伴いまして、平成２２年９月以降の職員の給料、期末手当の支給合計で１２３４万３０００円。それから、これの支給に伴います延滞利息４７万円、これが主なものでございます。次のページをお願いします。上段でございますが、目５、財産管理費２億１３５１万８０００円の増額補正でございます。これは多機能コミュニティーセンター建築の事業費に伴う補正でございます。その下でございます。目６、企画費でございます。８０８万５０００円の減額補正でございます。説明欄をご覧いただきたいと思っております。００１の企画費でございます。これはゴールデンユートピアの泉源改修の減額でございます。それから、その下二つ飛んでいただきまして００６、新エネルギー推進費でございます。１６３万８０００円の増額補正でございますが、この内の工事請負費につきましては、ペレット製造に伴います電気配線に伴う工事を予定しております。それからその下の、その他補助金でございますが、これは太陽光を始めといたしました新エネルギー導入に対する補助金を計上しております。次のページをお願いします。上段でございます。目１０、諸費でございます。１００万円の増額補正でございます。これは国道３７５号湯抱バイパスの竣工が予定をされておりますので、これの竣工式に係る経費を計上しております。それから、その下目１２、電子計算費でございますが、６３５万円の増額となります。説明欄のところをご覧いただきたいと思っております。００１電子計算機管理費３３３万５０００円増額をしておりますが、これの主なものはサーバー増設に伴うものでございます。それからその下、００３みさと光ネットのその他委託でございますが、３０１万５０００円。これは町道改良に伴います移設の委託料でございます。飛んでいただきまして２１ページをお願いいたします。上段でございます。款３、民生費、項１、社会福祉費でございます。目３、障害者福祉費１０８９万５０００円の増額でございます。説明欄をご覧いただきたいと思っておりますが、００１障害者福祉費１０２８万５０００円でございます。これは療養介護給付費対象者増に伴います扶助費の補正でございます。それから目４、老人福祉費でございますが、４８６万９０００円の減額でございます。説明欄のところをご覧いただきたいと思っております。００１老人福祉費２０３万１０００円の減額でございますが、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、市町村負担金の減額に伴いまして、繰出金を減額するものでございます。それからその下、００２在宅介護支援費２８３万８０００円の減額でございます、一番下の各種団体運営補

助金が減額となっておりますが、これは新予防給付ケアマネの補助金、それから食の自立支援事業の補助金の減額に伴うものでございます。1枚飛んで23ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費でございます。126万5000円の減額でございます。説明欄のところのその他委託でございますが、これは各予防接種委託の実績見込に伴います減額でございます。次のページをお願いいたします。一番下のところでございます。款6、項1、目3農業振興費でございますが、118万6000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。説明欄のところでございますが、020農業振興費のがんばる地域応援総合事業176万5000円の減額でございますが、これは間伐材搬出を予定をしておりました宇山地域への作業路が開設できなかったため、搬出することができなかったことから減額をするものでございます。それからその下でございます、目5、農地費225万4000円の増額でございます。説明欄のところの004基盤整備促進事業でございますが、これは石原地区の排水路の整備事業費を計上するものでございます。27ページをお願いいたします。一番下でございます。款8、項2、目2、道路維持費でございますが、3377万3000円の増額でございます。次のページをお願いいたします。説明欄のところの一番上でございます。臨時職員賃金313万9000円の減額でございますが、これは公共施設環境美化の作業員4名を雇用を予定をしておりましたが、現状1名の雇用となったため、それに伴います賃金を減額するものでございます。それから施設関係委託費2241万円でございますが、これは災害関連の作業委託、また通常の維持修繕費、除雪作業の見込みに伴う増額でございます。それから、その下の工事請負費1419万円でございますが、これは災害関連の土砂取り除き、或いは維持修繕工事に伴います増額でございます。その下の目3、道路新設改良費6302万8000円の減額補正でございます。町道4路線の交付金の減額、及び実施設計に伴います事業費の減額による変更でございます。説明欄ところでございますが、測量設計委託2800万円でございます。これは都賀行宮内線の橋梁設計の委託料、また工事請負費7846万6000円減額でございますが、交付金の決定に伴いまして、八神千原線ほか3路線の事業費の調整。それからまた県道川本波多線竹地区の県道改良の遅れによりまして、造成工事を予定しとりましたが、1970万円減額するものでございます。それから下のところの、国県事業負担金1380万の減額でございますが、これは事業費の決定に伴う減額でございます。次のページをお願いいたします。下段のところの方でございますが、項3、目1、河川総務費でございます。136万円の増額補正でございますが、これは河川護岸の修繕委託でございまして、河川の修繕に伴うもので、道路維持費の方からの組み替えでございます。次のページをお願いいたします。一番下のところでございます。項6、目2、住宅建設費でございます。補正の増減はございませんが、説明欄のところでございます、野井とそれから寺谷地区の土地購入費が決定いたしましたので、この減額によりますもので、これを造成工事への予算の組み替えでございます。次のページをお願いいたします。中段でございます。款9、項1、目2、非常備消防費2204万円の減額でございます。これは自動車分団消防倉庫新築工事の事業取

り止めに伴い減額をするものでございます。次のページをお願いします。下段のところでございます。款10、項2、目1、学校管理費でございます。113万円の増額補正でございます。説明欄でございます。主なものは臨時職員賃金80万円につきましては、これはにこにこサポート教員の授業時間の増に伴うものでございます。次のページをお願いいたします。中程のところでございます。目2、教育振興費281万円の増額でございます。説明欄ところでございますが、機械器具費でございます。これは教職員用タブレット購入を予定しています。この経費でございます。次のページをお願いをします。項3、目2、教育振興費でございます。229万1000円の増額でございます。この機械器具費につきましても先程と同じく教職員用のタブレット購入費用でございます。一枚飛んで36ページをお願いをします。中程のところでございますが、項7、目2、体育施設費でございます。201万7000円の減額でございます。説明欄のところでございますが、機械器具費の減額。これはカヌーの里のカヌー更新費の事業費が決定をしたため、減額をするものでございます。それからその下、款11、項1、目1、農業災害復旧費150万円の増額、それから目2、農業施設災害復旧150万円の減額補正でございます。いずれも災害査定に伴うものでございます。次のページをお願いをします。上段でございますが、目3、林道施設災害復旧費8100万円の減額でございます。これは林道宇山線の事業実施に伴います事業費の減額でございます。それから中段でございます。項2、目1、土木施設災害復旧費810万円の減額補正でございます。これは現年発生1箇所の災害査定に伴います減額でございます。次のページをお願いします。上段でございます。款12、項1、目2、利子でございます。1659万5000円の減額でございますが、これは起債借り入れの利子の決算見込に伴います減額とするものでございます。それから一番下でございます。款14、項1、目、予備費でございます。244万5000円の増額をするものでございます。以上が議案第84号でございます。宜しくをお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第85号についてご説明申し上げます。議案第85号、平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号。平成26年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ959万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7881万6000円とする。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債の補正による。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。それでは最初に4ページをご覧ください。第2表、地方債の補正であります。簡易水道事業債、これは今やっております酒谷石原簡易水道に関係するものでございます。当初の7400万の限度額に対しまして、7650万に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。それでは7ページをお願いします。2、歳入。款1、

項2、目3、でございます。これは補正額731万6000円の補正でございます。内訳は説明に書いてありますように、水道移設工事等の工事費、それから消費税還付金ということで、それぞれ691万と40万6000円であります。水道の移設工事費は県事業に関係いたします水道の移転補償に係るものでございます。中段の款5、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございます。運転公債費の減額によりまして22万2000円の減額補正でございます。その下の款7、町債、項1、町債、目1、簡易水道事業債、先程起債の補正の中にありましたように、250万の増額補正であります。簡易水道事業債です。それでは、8ページをご覧ください。3、歳出。款1、上水道費、項1、簡易水道事業費、目1、委員簡易水道事業費ということで、これは先程ご説明いたしました、説明欄にありますように、工事費712万7000円及び公債費の減額を50万、合計679万円の補正でございます。水道の移設補償に移転補償に関するものが主な内容でございます。その下の目2、簡易水道建設事業費248万円の増額でございます。これは、追加で今やっております事業に電気設備を、主に警報関係ですけれども、電気設備を追加することによりまして設計費266万8000円を同額する。こういったものが主なものでございます。公債費につきましては32万円の補正ということでございます。以上が議案第85号の説明でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

続きまして議案第86号についてご説明をいたします。議案第86号、平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号。平成26年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ128万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7038万3000円とする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。それでは6ページをお願いいたします。この補正予算は小型合併浄化槽の他事業によりまして移転費ということになります。今美郷大森線の栢谷地内で道路改良を行っております、そこに2点の家屋移転があります。その内1件につきまして、小型合併浄化槽、いわゆる町村設置型の浄化槽を設置しておる家屋が移転となりまして、それに付随する浄化槽を移設するということになりました。それに伴います浄化槽の移転費ということでございます。それでは6ページの2の歳入でございます。目3の雑収入25万9000円。これが消費税の還付金でございます。中段にあります目3、雑収入。これが説明にありますように合併浄化槽移転補償費147万でございます。その下の一般会計繰入金につきましては説明にありますように、運転公債費の減額分によりまして44万2000円の減額でございます。7ページでございますが、3、歳出ということで、これの主なもの7ページにつきましては、いわゆる運転費分につきまして、それぞれ減額補正をしております。8ページの方をご覧ください。8ページの中程、目1、特定地域生活排水事業。これが先程ご説明いたしました移転に伴います工事費ということになります。工事費159万8000円、公債費が10万減額となっておりますので、補正を149万8000円の増額という形で計上しております。以上が主な内容でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

ます。

●佐竹議長

説明の途中ですが、ここで10時40分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 10時 20分)

(再開 午前 10時 40分)

●佐竹議長

それでは、会議を再開いたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

議案第87号についてご説明申し上げます。議案第87号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号。平成26年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億546万3000円とする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。6ページをお願いいたします。2、歳入。款13、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額16万8000円の増額でございます。これは職員給与費等の改定見込みについて増額をするものでございます。7ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額49万2000円の増でございます。これは給与改定等の改定見込みに伴う増と、節13委託料につきましては、法改正に伴いまして、国保情報データベースシステムの改修費について、予備費から振り替えされるものでございます。改修の内容につきましては、本年4月から70歳以上の国保加入者の自己負担が1割から2割に引き上げとなっておりますが、5年間の経過措置が設けられておりまして、その期間の各徴照の作成についてデータベースを改修するものでございます。中段款2、保険給付費項、項6、出産育児諸費、目1、出産育児一時金、補正額42万円の増でございます。これは当初予算化しておりました一時金84万円が全額支出となったため転入等に備え、一出産分42万円を予備費から振り替えるものでございます。款11、諸支出、項1、償還金及び還付加算金、目1、償還金、補正額5000円の増は26年度円滑運営事業補助金返還金でございます。次のページ款13、項1、目1、共に予備費、補正額74万9000円の減は、人件費以外の補正について予備費から振り替えることによりまして減額するものでございます。以上で議案第87号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程お願いいたします。

続きまして議案第88号、平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号。平成26年度美郷町的美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8291万2

000円とする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。6ページをお願いいたします。2、歳入。款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金補正額40万7000円の増でございます。これも職員給与等の改定見込みに伴い増額をするものでございます。7ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費補正額40万7000円の増でございます。職員の給与諸手当、共済金について補正を行うものでございます。以上で議案第88号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして議案第89号について説明をいたします。議案第89号、平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。平成26年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ193万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8650万3000円とする。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。6ページをお願いいたします。2、歳入。款1、項1、共に後期高齢者医療保険料、目2、普通徴収保険料補正額9万6000円は収入見込みの増による補正でございます。下の段、款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金補正額203万1000円の減でございます。内訳は保険基盤安定負担金の確定及び療養給付費負担金の減額に伴い、繰入額をそれぞれ40万1000円、107万8000円それぞれ減額し職員給与等の改定見込みに伴い、7万8000円を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。3、歳出。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額7万8000円の増で、職員給与費等の改定見込みに伴うものでございます。款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金、目1、保険料等負担金補正額30万5000円の減で、保険基盤安定負担金の確定に伴い40万1000円を減額し、保険料負担金の過年度精算分を9万6000円増額するものでございます。目2、療養給付費負担金補正額107万8000円の減で、この内訳は療養給付費負担金の変更に伴う補正額が173万1000円、8000円の減で過年度分の修正に伴う増額が2万3000円でございます。以上で議案第89号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

続いて議案第90号から議案第92号までの一般事件案について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第90号についてご説明を申し上げます。議案第90号、専決処分承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。記。処分事項、平成26年度美郷町一般会計補正予算第4号。処分年月日、平成26年11月21日。平

成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。専決処分の理由でございますが、ご承知のとおり衆議院が11月21日解散をされ、衆議院選挙が公示が12月2日から投開票12月14日と決定をされたところでございます。これの選挙のための費用が早急に必要となったことから専決処分をさせていただいたものでございます。次のページをお願いします。専決第5号、平成26年度美郷町一般会計補正予算第4号。平成26年度美郷町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ851万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2450万2000円とする。平成26年11月21日専決。美郷町長 景山良材。6ページをお願いします。2、歳入でございます。款14、項3、目2、総務費委託金でございます。これは先程申しました衆議院選挙に伴います経費の補正でございます。これは県からの委託金ということになります。次のページをお願いします。3、歳出。款2、項4、目4、衆議院議員選挙費851万1000円の増額補正でございます。これは衆議院議員の選挙執行に伴います経費でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第91号につきましてご説明を申し上げます。議案第91号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求め。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。記。1、契約の目的、美郷町多機能コミュニティーセンター建設工事。（平成26年3月25日議決。）2、契約金額、金11億9340万円を金12億993万1560円に変更。3、契約の相手方、変更なし。4、変更の理由、地下埋設物の撤去等、建物及び図書館の内部の設備、電気及び空調の設備の変更による増でございます。主な内容でございますが、大きな理由といたしましては旧開発センター当時の既設杭の破損撤去とコンクリート壁の取り壊し数量の増と今度新設いたします一階及び二階部分での排煙窓についての建物上部のひさしが短いため、上部開口を下部開口に変更するものでございます。また、施設閉館時における施錠、或いは照明、それから空調設備等の消し忘れ等の防止機能や停電時における各部屋の機能充実による電源設備であるキューピクルの機能アップによる変更でございます。請負変更金額は1653万1560円、内消費税122万4560円の増額となりまして、変更後の請負金額は12億993万1560円となります。契約の相手方は、今井産業・福間工務店特別共同企業体、代表者、今井産業株式会社、代表取締役、今井久師です。仮契約は、平成26年12月5日に締結いたしております。尚、この度の変更により工事の期間を15日間延長し、3月31日までに変更するものでございます。以上が議案第91号でございます。よろしくお願をいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第92号についてご説明いたします。議案第92号、財産の取得について。次のとおり共同利用農機具を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求め。平成26年12月8日提出。美郷町長 景山良材。記。1、取得する財産、別府地域集落営農組合共同利用農機具一式。2、取得の金額、金992万880円。3、取得の相手方、邑智郡邑南町下田所277番地、島根おおち農業協同組合、代表理事組合長、南山 雅之。4、取得の方法、指名競争入札。以上でございます。この議案の内容でございますが、この財産の取得は別府地域集落組合共同利用農機具購入のため入札を行ったものでございます。平成26年12月1日に指名競争入札をいたしました。入札参加者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社赤来支店、株式会社イセキ中国大田営業所、JA島根おおち農業協同組合の3社でございます。落札者はJA島根おおち農業協同組合、代表理事組合長、南山 雅之です。落札金額は918万6000円。その消費税として73万4880円を加え、契約金額は992万880円でございます。仮契約は26年12月1日に締結しております。納入期限は、27年3月20日としております。購入の主な内容ですが、トラクター25馬力1台、代掻きハロー1台、乗用田植機5条1台、クボタコンバイン3条刈り1台、もみ搬送機1台、もみ乾燥機22石が1台と19石が1台、糶摺り機1台、選別計量器1台、コンバイン運搬用のトレーラー1台となっております。以上で議案第92号の説明を終わります。

●佐竹議長

以上で全議案の説明が終わりました。質疑は10日に日程を取りますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。次の会議は10日の水曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 55分)